

			四運自公第45号
一部改正	平成17年	4月28日	四運自公第9号
一部改正	平成18年	3月20日	四運自公第38号
一部改正	平成19年	8月22日	四運自公第21号
一部改正	平成23年	11月28日	四運自公第12号
一部改正	平成26年	1月24日	四運自公第41号
一部改正	平成27年	1月13日	四運自公第11号
一部改正	平成28年	12月20日	四運自公第31号
一部改正	令和元年	7月30日	四運自公第7号
一部改正	令和5年	8月8日	四運自公第18号
一部改正	令和6年	1月25日	四運自公第57号
一部改正	令和6年	5月15日	四運自公第9号

公 示

個人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について

個人タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件が付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー事業」という。）の許可申請事案等の審査は、法第6条に基づいて行うものであるが、適切かつ迅速な処理を図るため、審査基準を次のとおり定めたので公示する。

平成14年1月18日

四国運輸局長 波多野 肇

記

I 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可
以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき四国運輸局長が「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）別表に定める次の営業区域。

- (1) 高松交通圏
- (2) 徳島交通圏
- (3) 松山交通圏
- (4) 高知交通圏

2 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満であること。

3 運転経歴等

- (1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。
- (2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

4 法令遵守状況

- (1) 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
 - ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
 - ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分

- ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- (2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。
- (3) (1) 又は(2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。

5 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - ① 設備資金（③を除く。）
原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）
 - ② 運転資金
原則として70万円以上
 - ③ 自動車車庫に要する資金
新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金
 - ④ 保険料
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額
- (2) 所要資金の100%以上の自己資金（自己名義の預貯金等）が、申請日以降常時確保されていること。

6 営業所

- 個人タクシー事業の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。
 - (1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。
 - (2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。
 - (3) 使用権原を有するものであること。

7 事業用自動車

- (1) 使用権原を有するものであること。
- (2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。
 - ① 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の道路運送法施行規則第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能
 - ② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能
 - ③ 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

8 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (7) 確保の見通しが確実であること。

9 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシー事業の営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシー事業の営業に支障がない状態にあること。

10 法令に関する知識

四国運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。

なお、法令の試験については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成14年1月29日付け四運自公第50号。以下「試験実施公示」という。）」で定めるところにより実施するものとする。

11 その他

申請日前3年間に於いて個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかつた者でないこと。

12 申請及び処分等の時期等

(1) 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付け四運自公第33号）」別紙Ⅱ. 1. に基づき四国運輸局長が公示した場合に於ては、公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で四国運輸局長が定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、四国運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分等の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請に於ては、四国運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

Ⅱ 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可

I 3 (1)、4、5、6 (1)・(3)、7～9及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1 営業区域

道路運送法施行規則第5条に基づき四国運輸局長が「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）別表に定める営業区域のうち、I 1以外の営業区域。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域及び第3条の2第

1 項の規定による準特定地域に指定されている営業区域を除く。

2 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

3 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシー事業の経験を有していること。

4 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

② 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

5 法令に関する知識

四国運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

6 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付け四運自公第33号）」別紙Ⅱ. 1. に基づき四国運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

(2) 試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、四国運輸局が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、四国運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

Ⅲ 許可等に付す期限及び条件

1 新規許可等に付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限(許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。)の翌日以降、2(14)の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、次の条件を付すこととする。

- (1) 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消すこととする。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人」と表示すること。
- (5) 月に2日以上以上の定期休日を定めること。
- (6) 四国運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。
- (7) 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。

- (8) 事業者乗務証を車内に表示すること。
- (9) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。
- (10) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
- (11) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがある。
- (12) 年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ4②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わない。
- (13) 許可等の日から6ヶ月以内に事業を開始すること。
- (14) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1(2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すこととする。

Ⅳ 事業計画の変更の認可

Ⅰ及びⅡに定めるところに準じて審査することとする。

Ⅴ 譲渡譲受及び相続の認可

1 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、Ⅲ1(2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が65歳以上80歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により個人タクシー事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

Ⅰに定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

原則として通年受付とする。

② 法令の試験の実施

試験実施公示で四国運輸局長が定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、四国運輸局が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。

2 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

(2) 相続人がIに定める基準を満たす者であること。

(3) 申請の受付、法令の試験並びに処分は、随時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

VI 運送約款の認可

1 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

2 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

VII 運賃及び料金の認可

別に定めるところにより行うものとする。

VIII 許可に付した期限及び条件の変更

上記I～Vの許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記I～Vの定めるところにより審査するものとする。

IX 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

X 実施時期

本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1 平成16年1月31日までの申請については、別表のC.2.の規定は、「10年以上の自動車の運転を専ら職業とした期間（1.の一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は換算前の期間とする。以下同じ。）のうち、申請する営業区域における期間が5年以上、かつ、申請日以前3年以内に2年以上ある者」であつ

ても同規定に適合することとする。

- 2 平成15年1月31日までの申請については、IV 1 (1) ①の年齢要件の規定は「65歳以上75歳以下」とする。
- 3 平成15年1月31日までの申請については、IV 2 (1) の年齢要件の規定は「75歳以下」とする。
- 4 I 4 (1) ③及び⑥におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。
- 5 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く細部取扱通達（平成14年1月18日付け四運自旅第608号）の定めによるものとする。
- 6 平成6年9月1日付け四運自公第28号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等に関する資格要件について」、平成6年9月28日付け四運自公第37号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受及び相続認可申請事案に関する審査基準等について」、平成8年3月29日付け四運自公第15号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許申請書の様式及び添付書類等について」、平成9年3月27日付け四運自公第18号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許申請に関する運用方針について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。

附 則（平成17年4月28日付け四運自公第9号）

- 1 本処理方針は、平成17年4月28日以降に受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成18年3月20日付け四運自公第38号）

- 1 本処理方針は、平成18年4月1日以降に受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成19年8月22日付け四運自公第21号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月1日以降に受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成23年11月28日付け四運自公第12号）

- 1 本処理方針は、平成24年4月1日以降に受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日付け四運自公第41号）

- 1 本処理方針は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（平成27年1月13日付け四運自公第11号）

- 1 本処理方針は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日付け四運自公第31号）

- 1 本処理方針は、平成28年12月20日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（令和元年7月30日付け四運自公第7号）

令和元年8月1日以降に処分するものから適用する。なお、改正後のⅡ1(2)並びに2(1)及び(15)については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用する。

附 則（令和5年8月8日付け四運自公第18号）

- 1 本処理方針は、令和5年8月8日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（令和6年1月25日付け四運自公第57号）

- 1 本処理方針は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

なお、改正後のⅢ2(12)については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附 則（令和6年5月15日付け四運自公第9号）

- 1 本処理方針は、令和6年5月15日以降に処分するものから適用するものとする。

個人タクシー事業の申請に係る運転経歴要件

申請時の年齢	運 転 経 歴 要 件
A. 35歳未満	1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者等に運転者として雇用されていること。 2. 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B. 35歳以上 40歳未満	1. 申請日以前、申請する営業区域において自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 2. 1. の運転経歴のうちタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が5年以上であること。 3. 申請する営業区域においてタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が申請日以前継続して3年以上であること。 4. 申請日以前10年間無事故無違反である者については、40歳以上65歳未満の要件によることができるものとする。
C. 40歳以上 65歳未満	1. 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 2. 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

(適 用)

- 1) B. 1. 及びC. 1. の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（福祉輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。
- 2) B. 3. 及びC. 2. の「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。